

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域活性化プレミアム付電子商品券事業	①エネルギー・食料品等物価高騰の影響を受ける生活者の負担を軽減するとともに、地域経済の回復させるため、2割5分増しプレミアム付電子商品券を発行し消費喚起を促すことで生活者支援と地域経済活性化を図るもの。 ②プレミアム付電子商品券を発行するためのアプリ等の運用、広報及び販売等に係る委託料等 ③商品券販売に係る業務委託:450,267千円 (プレミアム分375,000千円(1,250円×300千口)) ④プレミアム付電子商品券購入者	R8.6	R9.2
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	放課後児童クラブおやつ代支援給付金給付事業	①食料品等物価高騰に直面している放課後児童クラブに対し、おやつ提供に要する費用の一部を給付することにより、放課後児童クラブの負担軽減を図り、子ども達の安心・安全な保育環境の確保を図るもの。 ②放課後児童クラブに対する給付金 ③給付金:施設利用定員4,348人×児童1名あたりの月額単価40円×12カ月=2,088千円 振込手数料:103支援の単位×123円=12,669円 ④放課後児童クラブに通う児童の保護者	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	市立保育所等給食費負担軽減事業	①食料品等物価高騰により、市立保育所における給食費(賄材料費)が増大している状況である。そうした状況下においても、保護者に負担を転嫁せずにこれまで通りの栄養バランスや量を保った給食の提供ができるようにするもの。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ③食材購入費 1,669千円 72,251千円(令和8年度当初予算賄材料費(教職員分を除く))×2.31%(山形市における令和7年4月と令和6年10月の消費者物価指数増加率) ④市立保育所に通う児童及びその保護者	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所等給食費負担軽減給付金支給事業	①食料品等物価高騰により、経済的負担が増加する子育て世帯への支援として、保育所等が提供する給食の質及び量の確保を図るとともに、食材料費等の高騰による保護者の負担が最小限となるよう施設に依頼し給付金を支払うもの。 ②認可保育施設等に対する給付金(職員分は含まず) ③ i 利用定員20人以下 月単価2.4千円×12カ月×31施設=892.8千円 ii 利用定員21人～50人 月単価6千円×12カ月×17施設=1,224千円 iii 利用定員51人～100人 月単価12千円×12カ月×33施設=4,752千円 iv 利用定員101人～150人 月単価18千円×12カ月×29施設=6,264千円 v 利用定員151人～200人 月単価24千円×12カ月×4施設=1,152千円 vi 利用定員201人以上 月単価30千円×12カ月×1施設=360千円 手数料:15千円 ④認可保育施設等に通う幼児の保護者	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費負担軽減事業(中学校)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響で、学校給食における食材料費等が増大している状況である。そうした状況下においても、中学生の保護者に負担を転嫁せずに、これまで通り一食あたり305円を維持し、栄養バランスや量を保った給食の提供ができるようにするもの。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く) ③中学校給食の食材高騰分 56,557千円 一食あたりの給食単価における物価高騰分単価55.17円×年間食数1,025,138食 ④令和8年4月から学校給食の提供を受ける生徒及びその保護者	R8.4	R9.3
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	少年自然の家給食費負担軽減事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響で、少年自然の家で提供する給食等における食材料費等が増大している状況である。少年自然の家の安定した運営のため提供価格の値上げが必要となっているが、少年自然の家利用者の多くは小中学校の児童生徒や幼稚園・保育園の園児であることから、提供価格の値上げ幅を抑制し、影響を受ける利用者及び保護者の負担軽減を図るもの。 ②少年自然の家食堂の運営に係る経費(職員分は除く。) ③少年自然の家給食費 1,246千円 当初、少年自然の家給食単価の値上げ後の給食費として11,004千円を見込んでいたが、値上げの幅が大きいことから、価格転嫁を抑えた給食単価とすることで9,758千円と算定した。その差額1,246千円について物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する。 ・給食費歳入当初見込額11,004千円－提供単価修正後歳入見込額9,758千円＝1,246千円 ④少年自然の家の利用者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	高齢者外出支援事業	①エネルギー・食料品価格等の高騰により影響を受ける高齢者を支援するため、路線バスのシルバー定期券の値上げが必要となる分に対し支援を行い、シルバー定期券の値上げを実施しないことで、物価高騰の影響を緩和するとともに継続的な高齢者の外出支援並びに公共交通の利用促進を図るもの。 ②シルバー定期券の価格改定緩和措置に要する経費 ③価格改定緩和措置に伴う増額分 1,730千円 ・70～74歳利用者(約400人)＝279千円 ・75歳以上利用者(約3,200人)＝1,451千円 ④市内に住民登録のある70歳以上の高齢者	R8.4	R9.3
8	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ高効率設備導入補助事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける市民・事業者のエネルギー費用負担の軽減を図り、省エネルギー化の取組を推進するため、省エネ性能の高い高効率のエアコンや給湯機器、照明機器の導入や更新を支援するもの。 ②脱炭素社会実現推進に要する経費 ③ i 省エネ高効率設備導入事業費補助金 25,800千円 【市民】空調120千円×113台＝13,560千円 地中熱利用空調200千円×1台＝200千円 給湯180千円×12台＝2,160千円 照明40千円×22台＝880千円 【事業者】空調500千円×8台＝4,000千円 地中熱利用空調500千円×1台＝500千円 給湯500千円×3台＝1,500千円 照明500千円×6台＝3,000千円 ii 需用費 20千円 iii 役務費 108千円 ④省エネ性能の高い高効率のエアコンや給湯機器、照明機器の導入や更新をした市民・事業者	R8.4	R9.3
9	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	建築物遮熱・断熱対策補助事業	①エネルギー価格高騰の影響を受ける市民・事業者のエネルギー費用負担の軽減を図り、省エネルギー化の取組を推進するため、建物の屋根や窓などの建築物の外皮に対する遮熱・断熱対策の導入を支援するもの。 ②脱炭素社会実現推進に要する経費 ③ i 建築物遮熱・断熱対策事業費補助金 4,000千円(200千円×20件) ii 需用費 10千円 iii 役務費 16千円 ④建物の屋根や窓などの建築物の外皮に対する遮熱・断熱対策の導入をした市民・事業者	R8.4	R9.3
10	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	指定管理者等人件費高騰対策支援事業	①人件費の高騰により、直接住民の用に供する指定管理施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、指定管理者等(中小企業者等)に対し人件費の高騰分に係る指定管理料の支払いを行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②指定管理料(人件費) ③人件費増額分:56,625千円(対象施設の合計) i 人件費 執行見込額(R8.4～R9.3)912,735千円-R7決算見込額(R7.4～R8.3)856,110千円＝56,625千円 ④指定管理者(中小企業者等)及び当該施設の利用者	R8.4	R9.3
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	公共施設等への人件費高騰対策支援事業	①人件費の高騰により、直接住民の用に供する公共施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、準公共的なサービス提供を担う外郭団体に対し人件費の高騰分に係る緊急支援給付を行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②公共施設等の人件費高騰対策緊急支援給付金(実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める。) ③給付金:2,789千円(対象施設の合計) ④進公共的なサービス提供を担う外郭団体	R8.4	R9.3
12	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	山形市売上増進支援センター(Y-biz)運営事業	①中小企業・小規模事業者の情報発信(Web、SNS、プレスリリース等)や新商品・新サービス開発サポート業務などをITアドバイザー、ビジネスコーディネーターにより伴走支援し、企業の生産性向上を図る。 ②伴走型支援補助(ITアドバイザー等人件費) ③ i ITアドバイザー週3日勤務 25千円×2人×3日×50週＝7,500千円 ii ビジネスコーディネーター 25千円×2人×1日×30週＝1,500千円 ④伴走支援を受ける事業者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	公衆街路灯電気料補助事業	①夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が維持管理している公衆街路灯について、物価高騰による電気料金の値上がりに対応するため、その費用に対して補助を行う。 ②補助金 ③ i 電気料:3,315千円 ・10W区分:R8当初予算額1,062千円ーR7当初予算額798千円=264千円 ・20W区分:R8当初予算額38,101千円ーR7当初予算額34,836千円=3,265千円 ・40W区分:R8当初予算額1,751千円ーR7当初予算額1,591千円=160千円 ・60W区分:R8当初予算額5,058千円ーR7当初予算額5,496千円=ー438千円 ・需要家料金:R8当初予算額15,257千円ーR7当初予算額15,193千円=64千円 ④町内会等	R8.4	R9.3
14	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	公衆街路灯設置費補助事業	①夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が維持管理している公衆街路灯について、物価高騰や公共工事労務単価上昇による設置・修理等の値上がりに対応するため、その費用に対して補助を行う。 ②補助金 ③ i 設置等補助金 5,636千円 ・街路灯新設 R8当初予算単価43,600円ーR7当初予算単価38,500円=5,100円 5,100円×83灯=423千円 ・街路灯交換 R8当初予算単価43,600円ーR7当初予算単価38,500円=5,100円 5,100円×134灯=683千円 ・街路灯LEDユニット交換 R8当初予算単価43,600円ーR7当初予算単価38,500円=5,100円 5,100円×769灯=3,922千円 ・街路灯移設 R8当初予算単価17,400円ーR7当初予算単価15,400円=2,000円	R8.4	R9.3
15	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	コミュニティセンター光熱水費高騰対策事業	①光熱費の高騰により、直接住民の用に供する公共施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、光熱費の高騰分に係る緊急支援補助を行うことで、利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②市有施設(直接住民の用に供する施設に限る)の光熱水費 ③ i 光熱水費:2,429千円 ・R8年当初予算額 41,203千円ーR7当初予算額 38,774千円=2,429千円 ④当該施設の利用者	R8.4	R9.3
16	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	指定管理者等光熱費高騰対策支援事業(山形テルサ冷温熱費分)	①山形テルサは、冷温熱事業者から冷温熱の供給を受けており、昨今の燃料費高騰により、冷温熱供給事業者は基本料金単価及び従量料金単価を増額させることとしているため、当該施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、指定管理者(中小企業者等)に対し光熱費の高騰分に係る緊急支援補助を行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの ②山形テルサ指定管理料 ③委託料 268,217千円(料金改定後の冷温熱費) ー255,633千円(料金改定前の単価に基づき試算した冷温熱費想定額) =12,584千円 ④指定管理者(中小企業者)	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	指定管理者等光熱費高騰対策支援事業(霞城セントラル冷温熱費分)	①官民複合型高層ビル「霞城セントラル」には、直接住民の用に供する指定管理施設や市有施設が入居している。当該ビルの冷温熱供給事業者は、昨今の燃料費高騰により、燃料費調整制度を適用させることとしている。これにより、直接住民の用に供する指定管理施設や市有施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、市が指定管理者(中小企業者等)分を含めた燃料費高騰分を負担し、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②市有施設及び指定管理施設の共有部分については霞城セントラル管理組合への負担金、指定管理施設の専有部分については指定管理者への委託料、補助対象団体については当該団体への補助金 ③料金改定後の単価に基づく冷温熱費見込額(R8当初予算額) ー料金改定前の単価に基づき試算した冷温熱費想定額 ＝255,971千円ー241,514千円＝14,457千円 (うち負担金:11,918千円、委託料:1,676千円、補助金:863千円)	R9.2	R9.3
18	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	市立小中学校電気料補助事業	①エネルギー価格の高騰により、直接住民の用に供する学校施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、エネルギー価格の高騰分に係る緊急支援補助を行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②市内小中学校の電気料 ③電気料:6,753千円 ⅰ小学校管理に要する電気料 R7当初予算額(R7.4～R8.3)260,423千円-R8当初予算額(R8.4～R9.3)267,176千円＝6,753千円 ⅱ中学校管理に要する電気料 0円 ④山形市内の小中学校	R8.4	R9.3
19	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高等学校光熱水費補助事業	①光熱費の高騰により、直接住民の用に供する学校施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、光熱費の高騰分に係る緊急支援補助を行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②山形市立商業高等学校の燃料費及び光熱水費 ③ⅰ光熱水費:564千円 R8当初予算見込額(R8.4～R9.3)28,598千円-R7当初予算額(R7.4～R8.3)28,034千円＝564千円 ④山形市立商業高等学校の生徒	R8.4	R9.3
20	⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	市内公民館電気料補助事業	①エネルギー価格の高騰により、直接住民の用に供する市有施設の運営・維持管理に要する経費が増加し、施設運営に支障をきたす事態が想定される。持続可能で安定的な施設運営に向け、エネルギー価格の高騰分に係る緊急支援補助を行うことで、利用料金の増額や利用時間の短縮などといった利用者への負担転嫁をせずにこれまで通りの市民サービスの提供を維持するもの。 ②市有施設(直接住民の用に供する施設に限る)の電気料 ③電気料:1,725千円 R8予算額(※)35,869千円-R7予算額(※2)34,144千円＝1,725千円 (※)R7上期実績+R6下期実績、(※2)R6上期実績+R5下期実績 ④当該施設の利用者	R8.4	R9.3
21	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域活性化プレミアム付電子商品券事業(追加分)	①エネルギー・食料品等物価高騰の影響を受ける生活者の負担を軽減するとともに、地域経済の回復させるため、スマートフォンアプリで購入できる2割5分増しプレミアム付電子商品券の発行及びスマートフォンを保有していない者への現金給付を行い、消費喚起を促すことで生活者支援と地域経済活性化を図るもの。 ②プレミアム付電子商品券を発行するためのアプリ等の運用、広報及び販売等に係る委託料、スマートフォンを保有しない者への給付金・事務費等 ③ⅰ商品券販売に係る業務委託:402,116千円 (うちプレミアム分338,441,250円(1,250円×270,753口)) うち一般財源:62,470千円 ⅱ給付事業:42,787千円 (1)給付金 3,000円×203,649人＝36,552千円 (2)事務費 6,235千円(需用費、役務費) ④プレミアム付電子商品券購入者、非スマホ保有者	R8.10	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉暖房費給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、低所得世帯等の暮らしを取り巻く環境が厳しい状況にあることから、冬期間における低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、冬季の暖房費等を支援するもの。 ②低所得世帯に対する給付金 ③ i 給付額:10千円/世帯×14,000世帯=140,000千円 ii 事務費 ・会計年度任用職員雇い上げに要する経費:2,430千円 ・対象者への通知郵送料等:7,888千円 ※山形県からの補助額:70,000千円、一般財源70,000千円 ④市民税非課税世帯のうち一定の要件を満たす世帯	R8.11	R9.3
23	④消費下支え等を通じた生活者支援	家庭系指定ごみ袋価格高騰対策事業	①原材料費等の高騰に伴う指定ごみ袋の製造原価上昇分を市が補填し、市民の購入価格を据え置くことで、日常生活の必須品の値上げによる全世帯への一律の負担増および家計への直接的な影響を未然に防ぐもの。 ②ごみ袋の調達に係る委託料 ③A:ごみ袋の単価契約価格変更後の調達委託料見込総額 309,261千円 B:ごみ袋の単価契約価格変更前の調達委託料見込総額 238,551千円 C(A-B):不足見込額 68,637千円 Cのうち一般財源 36,258千円 ④市民(指定ごみ袋利用者)	R8.10	R9.3
24	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	コミュニティセンター人件費高騰対策事業	①最低賃金改定等に伴う人件費(労務単価)の高騰に対し、増加分を適切に補填することでコミュニティセンターの安定的な運営と管理員等の人員を確保し、地域住民の福祉やコミュニティ活動の停滞を防ぐもの。 ②委託料のうち人件費分 ③R8当初予算額-R7実績額=32,958千円 ④コミュニティセンター利用者	R8.4	R9.3
25	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応園芸作物生産基盤整備事業(園芸やまがた産地発展サポート事業)	①物価高騰の影響により、果樹栽培に欠かせないパイプハウスや農業資材等が急激に値上がりしている状況である。このため、中小規模の生産者を中心に、果樹栽培は続けたいが、必要な設備や機械等の更新ができず、果樹栽培を断念する動きがみられる。これらの生産者に対し、必要な設備や機械等の購入費用の一部を支援することで、営農継続と産地の発展を図るもの。 ②パイプハウスや灌水設備等の農業施設、設備等の更新・導入費の一部に対する支援金 ③ 支援金15,356千円 (補助対象事業費30,713千円×支援割合1/2) ※山形県からの補助10,236千円 ④市内の農業法人及び農業者の組織する団体(3戸以上の農業者又は2戸以上の認定農業者で組織する団体)	R8.7	R9.3
26	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応園芸作物生産基盤整備事業(持続できる果樹産地緊急支援事業)	①物価高騰の影響により、果樹栽培に欠かせないスピードスプレーヤーが急激に値上がりしている状況である。このため、中小規模の生産者を中心に、果樹栽培は続けたいが、機械の更新ができず、断念して木を伐採する動きがみられる。これらの生産者に対し、スピードスプレーヤーの購入費用の一部を支援することで、営農継続を図るもの。 ②機械購入費(スピードスプレーヤー)の一部に対する支援金 ③ 支援金12,197千円 (補助対象事業費37,047千円×支援割合1/3) ※山形県からの補助8,130千円 ④市内の農業法人及び農業者の組織する団体(3戸以上の農業者又は2戸以上の認定農業者で組織する団体)	R8.7	R9.3
27	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	部活動地域展開推進事業(経済的困窮世帯参加費等支援分)	①部活動の地域展開に伴い生じる新たな参加費等の負担に対し、物価高騰の影響を強く受ける経済的困窮世帯へピンポイントの支援を行うことで、子育て世帯の負担を軽減し、生徒の体験機会の格差を解消するもの。 ②部活動参加費、保険料 ③(単価)部活動参加費3,000円×6月(9月～2月)+スポーツ安全保険加入料800円=18,800円 (総額)18,800円×160人(非課税世帯で部活動に参加する中学校生徒)=3,008千円 ④非課税世帯で部活動に参加する中学校生徒	R8.7	R9.3